

令和 6 年 10 月

教職員 各位

総務企画部人事労務課給与共済係

令和 6 年分給与所得に対する所得税の年末調整に必要な書類の提出について

本年の年末調整の基礎となる書類について、下記の通り提出願います。

記

- 提出期限: 令和 6 年 11 月 15 日 (金) (期限厳守)
- 提出先: 人事労務課給与共済係 (本部管理棟 4 階)
 - ※ 以下の所定書式に必要な事項を入力または記入し、ご提出ください。
- 提出書類

■ 所定書式
(1) 令和 7 年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 【全員提出】 ・ PDF 書式 / 記載例 (国税庁 HP)
(2) 令和 6 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 【全員提出】 ・ PDF 書式 / 記載例 (国税庁 HP) ・ 給与所得金額計算シート (Excel) ※ 基礎控除申告書の作成にあたって、自身の「収入金額」を「所得金額」に換算する必要があります。給与所得金額計算シートを活用して換算してください (年末調整書類記入時のポイント【Q-2-2】 参照)。
(3) 令和 6 年分 給与所得者の保険料控除申告書 【該当者のみ提出】 ・ PDF 書式 / 記載例 (国税庁 HP)

(4) 令和 6 年分給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書【該当者のみ提出】

居住地を管轄する税務署が発行した「令和 6 年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」及び借入等を行なった金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」等を提出してください（申告書は税務署が発行するため、ダウンロード用の URL はございません）。

(5) 令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【該当者のみ提出】

原則、昨年末に提出済で、記載内容に変更がない方は提出する必要はありません。本年新規採用者で未提出の方、申告書の記載内容に変更がある方のみ提出してください。

・ [PDF 書式](#) / [記載例（国税庁 HP）](#)

※ 本年新規採用者のうち条件を満たす方は、前勤務先が発行する令和 6 年分源泉徴収票を必ずご提出ください。すでにご提出いただいている方については、再提出の必要はありません。条件は「年末調整書類記入時のポイント」【Q-1-6】をご参照ください。

● 記入要領：

「[年末調整書類記入時のポイント](#)」をご参照のうえ、書類作成をお願いします。

● 注意事項：

(1) 文部科学省共済組合員の方へ

上記の申告書は、所得税法上の年末調整に必要な書類であって、本年 9 月に実施した「共済組合員被扶養者の要件の確認」でご提出いただいた「被扶養者申告書」とは法律上全く別のものです。従って、「被扶養者申告書」をご提出いただいていたとしても、本件の申告書類をご提出いただけない場合は年末調整を行いませんので、忘れずにご提出ください。

(2) 2 か所以上の事業所から給与の支払を受けている方へ

上記の申告書は、同時に 2 か所以上の事業所から給与の支払を受けている場合、そのうちの 1 か所にしか提出できません。従って、既に他の事業所へ提出済の方は、本学へ提出する必要はありません。

※「年末調整」とは？（ご参考）

私たち教職員（常勤・非常勤を問いません）を含め、給与所得者は毎月の給与と賞与から差し引かれる源泉徴収により、所得税を納めています。ただし、毎月の給与等から差し引かれる所得税は、仮計算によって算出された所得税であって、結婚や出生等に伴う扶養人数の異動や生命保険料控除等、各種控除を完全に反映させた形で算出される「本来納めるべき所得税額」とは一致しないことが通常です。このため、その年最後の給与の支払時（本学では12月給与支給時）に、これまで源泉徴収された所得税と、本来納めるべき所得税との過不足額を算出し、還付または追徴する手続のことを「年末調整」といいます。

令和6年の年末調整では、皆さまよりご提出いただく提出書類のうち、(2)(3)(4)(5)を使用して「本来納めるべき所得税額」を決定し、還付・追徴額を計算します。

また、令和7年1月以降の毎月の源泉徴収事務においては、(1)を使用します。

【本件連絡先】

国立大学法人東京外国語大学

総務企画部 人事労務課 給与共済係

担当：田中・武輪

E-mail：jinji-kyuyo@tufs.ac.jp

内線：5128